



金沢市公報

号外第36号

平成16年(2004年)9月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目 次 | ページ |
|-------------------------|-----|
| 規 則 | |
| 金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 | 1 |

規 則

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月30日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第77号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号ア中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加える。

(ア) 所要時間30分未満の場合 2,310円

別表第1第1項第3号イ中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加え、同号を同項第4号とする。

(ア) 所要時間30分未満の場合 800円

別表第1第1項第2号中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加え、同号を同項第3号とする。

ア 所要時間30分未満の場合 800円

別表第1第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 1,000円

別表第1第1項注1中「注5」を「注6」に改め、同項注7を同項注8とし、同項注6を同項注7とし、同項注5を同項注6とし、同項注4中「第3号」を「第4号」に改め、同注4を同項注5とし、同項注3中「第2号」を「第3号」に改め、同注3を同項注4とし、同項注2の次に次のように加える。

注3 第2号については、厚生労働省告示第111号に規定する者が、利用者に対して、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に1回につき所定額を算定する。

(金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号ア中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加える。

(ア) 所要時間30分未満の場合 2,310円

別表第1第1項第3号イ中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加え、同号を同項第4号とする。

(ア) 所要時間30分未満の場合 800円

別表第1第1項第2号中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加え、同号を同項第3号とする。

ア 所要時間30分未満の場合 800円

別表第1第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 1,000円

別表第1第1項注1中「注6」を「注7」に改め、同項注2中「注5」を「注6」に改め、同項注8を同項注9とし、同項注7を同項注8とし、同項注6を同項注7とし、同項注5中「第4号」を「第5号」に改め、同注5を同項注6とし、同項注4中「第3号」を「第4号」に、「注5」を「注6」に改め、同注4を同項注5とし、同

注3中「第2号」を「第3号」に、「注5」を「注6」に改め、同注3を同項注4とし、同項注2の次に次のように加える。

注3 第2号については、厚生労働省告示第111号に規定する者が、利用者に対して、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に1回につき所定額を算定する。

(金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市知的障害者福祉法施行細則(平成8年規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号ア中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加える。

ア 所要時間30分未満の場合 2,310円

別表第1第1項第3号イ中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加え、同号を同項第4号とする。

ア 所要時間30分未満の場合 800円

別表第1第1項第2号中イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加え、同号を同項第3号とする。

ア 所要時間30分未満の場合 800円

別表第1第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 1,000円

別表第1第1項注1中「注5」を「注6」に改め、同項注7を同項注8とし、同項注6を同項注7とし、同項注5を同項注6とし、同項注4中「第3号」を「第4号」に改め、同注4を同項注5とし、同項注3中「第2号」を「第3号」に改め、同注3を同項注4とし、同項注2の次に次のように加える。

注3 第2号については、厚生労働省告示第111号に規定する者が、利用者に対して、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に1回につき所定額を算定する。

附 則

- この規則は、平成16年10月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第1の規定、第2条の規定による改正後の金沢市身体障害者福祉法施行細則別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の金沢市知的障害者福祉法施行細則別表第1の規定は、平成16年10月1日以後に提供される指定居宅支援等に要する費用の額の算定について適用し、同日前に提供された指定居宅支援等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

| | | | |
|-------------------|------|-----|-----------|
| 平成16年(2004年)9月30日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成16年(2004年)9月30日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| | | 印刷者 | 前 川 稔 |
| | | 印刷所 | (株) 共 栄 |
| 定価 | 100円 | | |